

明治期に於ける神奈川県下公立小学校と英語（外国語）教育

——言語教育政策史研究——

田 中 慎 也

本稿は小学校の教科科目に英語（外国語）を加えることの出来た明治期、神奈川県下公立高等小学校（尋常高等小学校を含む）でどのような英語（外国語）教育状況があったかを、主として神奈川県教育会雑誌及び神奈川県統計書の資料を中心に考察したものである。

1 国政段階に於ける小学校課程と英語（外国語）教育

明治政府は明治2年2月5日「府県施政順序」を發布し、その中に「小学校を設くる事」の一箇条が挙げられたが、これが小学校設置に関する政府の督励の始まりであった。次いで明治2年3月23日には東北地方に小学校設立の布告を出し、翌明治3年2月大学（文部省の前身）は小学校規則を定めた。この規則は学則伺出の者に便宜写し取ることを許されたに止どまり頒布には至らなかった。

明治5年8月3日文部省布達第14号（世に言う学制令）の頒布によって本格的な近代日本の教育制度の第一歩が始まった。そこで以下、明治期小学校制度の確立、改変と英語（外国語）教育との係りを法令を通して見ると、

(1) 明治5年（1872）8月文部省布達第14号（学制令）及び明治5年（1872）9月文部省小学教則によって、小学校を

- | | |
|--------|--------|
| イ 尋常小学 | ニ 貧人小学 |
| ロ 女児小学 | ホ 小学私塾 |
| ハ 村落小学 | ヘ 幼稚小学 |

とし尋常小学を、下等小学4年、上等小学4年に分け修学年限を計8年とした。外国語教育については布達第27章で上等小学の教科に、「其他ノ形情ニ因テハ、学科ヲ拡張スル為メ左ノ四科ヲ斟酌シテ教ル事アルベシ」として、「外国語学ノ一、二」が入れられていたが、小学教則では何も規定されなかった。

(2) 明治12年（1879）9月教育令により初めて義務年限を定めて16ヶ月とし、また明治13年（1880）12月改正教育令及び明治14年（1881）5月小学校教則綱領により、小学校を初等科3年、中等科3年、高等科2年の計8年とし、義務年限を3ヶ年とした。しかしこの一連の法改正の中で小学校課程から外国語は削除された。これは国内体制の整備とともに国家意識が高まったためという。²⁾

- (3) 明治19年(1886)4月学校令により小学校は尋常、高等の二等とし、修業年限はそれぞれ4年の計8年、義務年限は従来同様3ケ年とした。その他土地の状況によって小学簡易科を設けて尋常小学科に代用することが許された。また明治19年5月25日文部省令「小学校学科及び其程度」によって、高等小学校の学科に「土地ノ情況ニ因リテハ英語・農業・手工・商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得」(第3条)とし英語が加えられた。これは時の文相森有礼の英語教育奨励策によるものであった。彼は「大いに外国語を奨励して、小学校教科中にも英語を加へしめ、当時我国に於ける外国語学習者の発音の不完全なるを憂ひて之が矯正を務め³⁾」ようとしたのであった。
- (4) 明治23年(1890)10月新小学校令により尋常小学校は3~4年、高等小学校も2~3~4年と三種に分けるなど複雑となったが義務年限は3年であった。そして高等小学校の英語は「外国語」(第4条)に改められた。そして明治24年11月小学校教則大綱には「高等小学校ノ教科ニ外国語ヲ加フルハ将来ノ生活上其知識ヲ要スル児童ノ多キ場合ニ限ルモノトシ読方訳解習方書取會話、文法及作文ヲ授ケ外国語ヲ以テ簡易ナル會話及通信等ヲナスコトヲ得シムヘシ 外国語ヲ授クルニハ常ニ其発音及文法ニ注意シ正シキ国語ヲ用ヒテ訳解セシメンコトヲ要ス」(第15条)となっていた。
- (5) 明治33年(1900)8月改正小学校令により尋常小学校4年、高等小学校2~4年とし、義務年限を4年に延長した。そして修業年限4ケ年の高等小学校には随意科目として英語が加えられた(第20条)。そして明治33年8月小学校令施行規則には「英語ハ簡易ナル會話ヲ為シ又近易ナル文章ヲ理解スルヲ得シメ処世ニ資スルヲ以テ要旨トス英語ハ発音ヨリ始メ進ミテ単語、短句及近易ナル文章ノ読ミ方、書キ方、綴リ方並ニ話シ方ヲ授クヘシ 英語ノ文章ハ純正ナルモノヲ選ヒ其ノ事項ハ児童ノ知識ノ程度ニ伴ヒ趣味ニ富ムモノタルヘシ 英語ヲ授クルニハ常ニ実用ヲ主トシ又発音ニ注意シ正シキ国語ヲ以テ訳解セシメンコトヲ務ムヘシ」(第15条)となっていた。
- (6) 明治40年(1907)3月小学校令中改正では尋常小学校6年、高等小学校2~3年とし、義務年限は6ケ年となった。そして土地の状況に依り英語は随意科目とすることが出来た(第20条)。
- (7) 明治44年(1911)7月小学校令中改正により「英語」は削られ、また小学校令施行規則で「又簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ」ヲ「且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ又土地ノ情況ニ依リ英語ヲ併セ授クルコトヲ得」ニ改ム(第14条第2項)となり、また第33条で「又ハ英語」ヲ削り「商業・英語」ヲ「商業」ニ改ムとなった。この為英語は「商業」の中で教えられる科目となり、科目としての独立性を失った。

2 神奈川県に於ける公立小学校と英語(外国語)教育

神奈川県の公立学校として維新後に初めて登場したものは郷学校であった。明治4年8月郷党

議定の学則「手習の序」には「西洋字 二字綴 三字四字五字六字七字 是ハ字体ヲ学フニ非ス暗誦ヲ専務トス」とあり「洋単語」には「会話 右専ラ暗誦セシム」とある。この郷学校は13歳7ヶ月までを就学年限とし上中下の3階級に分け、神奈川県に27ヶ所に設置が予定されたが実際に設置されたのは15ヶ所⁴⁾で、その教育内容に洋学(外国語)までを含んでいたのは小野郷学校(現町田市域)のみであった。⁵⁾しかし洋学そのものが実際に教えられたかどうかは疑問である。

神奈川県の小学校の教育課程等に係る主な教育法規は、明治6年2月小学規則、明治6年6月小学教則、明治7年12月改正小学教則、明治9年11月小学定則、明治12年2月改正小学定則等があるが、小学校教科に英語が加えられたのは明治19年1月神奈川県小学校教則が初めてであった。その第6条には「……又土地ノ情況ニ依リテハ英語ヲ加フ尤女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加ヘテ農業及英語ヲ省ク」とあり、第16条には「英語ハ読方、会話、習字、作文等ヲ授クルモノニシテ土地ノ情況ニ依リテ之ヲ加フルコトヲ許スモノトス此場合ニ於テハ其学科ノ程度ヲ減シ該程度ヲ定メテ当庁ノ許可ヲ經ヘシ」となっていた。そして明治19年12月県小学校課程では「……高等小学校ニ於テ英語農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加ヘントシ……当庁ノ認可ヲ經テ更ニ課程ヲ定ムヘシ……」(第2条)となっている。明治19年1月の県小学校教則は明治19年4月の小学校令より3ヶ月早く布達されたが、県小学校教則第23条小学科課程表から見て英語は小学校令の高等小学校と同じ学年相等で教えられたと思われる。⁶⁾

明治25年3月県小学校教則の外国語教育についての規定には、明治24年11月小学校教則大綱第15条の規定と同じものが県小学校教則第15条として入れられている。

明治33年の小学校令改正で高等小学校の英語は随意科目となり、また明治44年の小学校令改正で英語が独立科目ではなくなったが、神奈川県もそれに従っている。「吾等の神奈川県」には「明治33年に至り小学校令改正せられたるも、其の教科には大差なく、36年小学校令の改正に伴ひ修業年限3ヶ年以上の高等小学に於ては男児の為に手工、農業、商業の一科目若くは数科目を加へ児童には其の一科目を学習せしむる事とせり。41年4月義務教育年限延長せられ、尋常小学校の修業年限は6ヶ年、高等小学校の修業年限は2ヶ年若くは3ヶ年とし、其の教科目は尋常小学校に於ては、修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操、裁縫(女)とし土地の状況に依りて手工を加ふる事を得しめ、高等小学校の教科目は尋常小学校に異らざるも、之に加ふるに、手工、農業、商業、家事(女)、英語の一科目若しくは数科目を以てし、農業、手工、商業、英語は随意科目となせり。45年4月より従来の英語科は之を商業科の中に加へ、農業、商業、手工は著しく其の教授時数を増加して6時間とし、高等小学校の必須科目に加へ、以て実業思想の普及に努めたり⁷⁾」とあり、「44年7月勅令第216号を以て高等小学校に於ける実業科目の教授時間を増加し、女子の為に家事を加へ、学校教育をして直ちに實際生活に有用なるものたらしめんとし、又英語は商業科の一分科として教授し得べしと改正せられたるを以て、従来英語科の設けありたる学校と雖も之を廃止し、商業科若くは手工科を加ふるもの多く、横浜、横杉賀以外の高等小学校に於ては殆ど英語を教授せざるに至れり⁸⁾」と当時の状況が述べられている。

3 学事年報から見た加設状況

次に加設科目としての英語がどのような実施状況であったかを、明治34年3月神奈川県訓令第15号「学事年報取調条項・諸表様式改定のこと」以後加えられた項目「加設科目ヲ課スル小学校」(神奈川県統計書⁸⁾)に、「加設科目ヲ課スル市町村私立小学校ノ二(高等小学校)」(文部省年報¹⁰)を突き合わせ資料としながら概観する。

まず全国的に英語加設校数がどの位あったかを見ると、明治38年度の例でいえば公立尋常高等及び高等小学校の正教科の場合502校であった。これを全国公立尋常高等及び高等小学校総数に対する比率にすると約6%となる。第1表は2桁以上の加設校数をもつ道府県名の順位を示す。また各道府県の学校数比で見るとその比率は第2表のようになる。そしてこれに明治39、40年度分を加えた3ヶ年の比率表が第3表である。

これらの諸表から神奈川県が全国でも実施率の高い県であったことがわかる。

第1表 明治38年度順位表

順位	道府県名	加設校数
1	東京	101
2	愛知	54
3	神奈川	39
4	兵衛	39
5	三重	38
6	香川	24
7	和歌山	22
8	石川	17
9	静岡	17
10	富山	16
11	滋賀	15
12	熊本	14
13	長崎	12
14	新潟	11
15	北海道	11

(注) 文部省年報より作成

第2表 明治38年度加設比率表

順位	道府県名	比率
1	東京	38%
2	香川	28%
3	富山	27%
4	神奈川	25%
5	愛知	20%
6	三重	17%
7	和歌山	15%
8	兵衛	14%
9	石川	14%
10	滋賀	10%

(注) 文部省年報より作成

第3表 3ヶ年の加設比率表

明治38年度				明治39年度				明治40年度			
1	東京	38%	1	東京	35%	1	大阪	38%			
2	香川	28%	2	富山	31%	2	東京	33%			
3	富山	27%	3	神奈川	27%	3	富山	33%			
4	神奈川	25%	4	香川	24%	4	神奈川	24%			
5	愛知	20%	5	愛知	15%	5	香川	23%			

(注) 文部省年報より作成

第4表 神奈川県公立高等小学校(尋常高等小学校を含む)年度別英語加設校数表

年度	科目									合計	組合せ数
	英語	手工英語	商業英語	農業英語	農業・商業英語	手工・農業英語	手工・商業英語	手工・農業・商業英語	手工・商業・農業英語		
明治34	19			8						27	(2)
35	26			8						34	(2)
36	29	1		8			1			39	(4)
37	18	3	1	16		1				39	(5)
38	9	3	5	17	2	1	2			39	(7)
39	18	4	6	11	1		2			42	(6)
40	10	3	6	19	1	1				40	(6)
41	17	8	9	15		2				51	(5)
42	14	4	6	12		5		* 1 (0)		* 42 (4)	(6)
43		6	5	20		7		1		39	(5)
44	3	6	7	13		4	1	1		35	(7)
45			12		5		* 3 (4)	2		* 22 (2)	(4)
計	163	38	57	147	9	21	* 9 (10)	* 5 (4)		449	

(注) 神奈川県統計書教育資料19より作成。

* () 内数字は文部省年報のものである。

第5表 神奈川県下地域別英語加設校数年度別表

地域	年度	明治 38	40	41	42	43	44	45
横 浜		6	5	6	5	5	8	9
横 須 賀			3	2	1	3		1
久 良 岐				2	3			1
橘 樹		8	8	9	9	10	3	3
都 筑		1						
三 浦		10	9	7	7	6	8	4
鎌 倉		1	1	11	2			
高 座		9	9	9	10	10	9	1
中		1	2	3	3	3	3	3
足 柄 上								
足 柄 下		2	2	1	1	1	2	
愛 甲								1
津 久 井		1	1	1	1	1	1	
計		39	40	51	42	39	* 34 (35)	23

(注) 神奈川県統計書教育資料より作成。
 明治34, 35, 36, 37, 39年度分は不明。
 * () 内数字は文部省年報のもの。

次に神奈川県下の年度別加設状況を示したのが第4表である。

この第4表から次の諸点が判明する。

- ① 明治34~36年までは「英語」「農業・英語」が主であった。
- ② 明治37年から「手工・英語・(α)」型が増えはじめ、明治38年からは「商業・英語・(α)」型が急増した。
- ③ 明治40~44年までは「農業・英語・(α)」型が主流をしいた。
- ④ 明治45年からは「商業(英語)」となった。
- ⑤ 加設校数は明治34年から漸増し、そのピークは明治41年であった。

さらにこれを神奈川県下地域別加設校数の年度別表にしたものが第5表である。

この表から判明する点として、

- ① 横浜市、橘樹郡、三浦郡、高座郡で加設校が多かった。このことは例えば明治38年度の修業年限4ヶ年の公立高等小学校(尋常高等小学校を含む)での地域別加設率を見ると第6表のようになっている。

第6表 明治38年度地域別加設率表

横 浜	100 %	津 久 井	17 %
三 浦	67 %	鎌 倉	9 %
橘 樹	57 %	都 筑	9 %
高 座	41 %	中	4 %
足 柄 下	22 %		

(注) 神奈川県統計書教育史資料19より作成。

- ② 明治期に都筑郡、足柄上郡、愛甲郡ではほとんど或はまったく英語は加設されなかった。

さらに地域毎の加設科目の内容別表を年度毎に表したものが第7表～第13表である。

第7表 明治38年度地域別加設科目内容表

地区名	科 目		手 工 英 語	商 業 英 語	農 業 英 語	農 業 英 語	手 工 農 業 英 語	手 工 商 業 英 語	手 工 農 業 英 語	計	組 合 せ 数
	英 語	英 語									
横 須 賀	1			5						6	(2)
(横 須 賀)										0	
久 良 岐			1		5	1	1			8	(4)
橋 本					1					1	(1)
三 浦	6	2			1			1		10	(4)
鎌 倉	1									1	(1)
高 座					8	1				9	(2)
中 柄	1									1	(1)
足 柄					1			1		0	
足 愛										2	(2)
津 久 井					1					0	
計	9	3	5	17	2	1	2			39	

(注) 神奈川県統計書教育史資料19により作成。

第8表 明治40年度地域別加設科目内容表

地区名	科 目		手 工 英 語	商 業 英 語	農 業 英 語	農 業 英 語	手 工 農 業 英 語	手 工 商 業 英 語	手 工 農 業 英 語	計	組 合 せ 数
	英 語	英 語									
横 須 賀				5						5	(1)
(横 須 賀)	2	1								3	(2)
久 良 岐			1		5					0	
橋 本	2	1								8	(3)
三 浦										0	
鎌 倉	3	1	1		4					9	(4)
高 座	1									1	(1)
中 柄					8	1				9	(2)
足 柄	2									2	(1)
足 愛										0	
津 久 井					1			1		2	(2)
計	10	3	6	19	1	1				40	

(注) 神奈川県統計書教育史資料21により作成。

第9表 明治41年度地域別加設科目内容表

地区名	科 目		手 工 英 語	商 業 英 語	農 業 英 語	農 業 英 語	手 工 農 業 英 語	手 工 商 業 英 語	手 工 農 業 英 語	計	組 合 せ 数
	英 語	英 語									
横 須 賀				6						6	(1)
(横 須 賀)	1	1								2	(2)
久 良 岐							2			2	(1)
橋 本	2	1	1	5						9	(4)
三 浦										0	
鎌 倉	2	1	1	3						7	(4)
高 座	9	1		1						11	(3)
中 柄		4	1	4						9	(3)
足 柄	3									3	(1)
足 愛										0	
津 久 井				1						1	(1)
計	17	8	9	15		2				51	

(注) 神奈川県統計書教育史資料22により作成。

第10表 明治42年度地域別加設科目内容表

科目 地区名	英語	手工	商業	農業	農 業	手 工	手 工	手 工	手 工	計	組 合 数
	英語	英語	英語	英語	商 業	農 業	商 業	農 業			
横 浜			5							5	(1)
横 須 賀		1								1	(1)
久 岐		1		2						3	(2)
橋 樹	8	1	1							10	(3)
都 筑										0	
三 浦	1			6						7	(2)
鎌 倉	2									2	(1)
高 座		1		2		5		1		9	(4)
中 上	3									3	(1)
足 柄										0	
足 柄				1						1	(1)
愛 甲										0	
津 久 井				1						1	(1)
計	14	4	6	12		5		1		42	

(注) 神奈川県統計書教育史資料23により作成。

第11表 明治43年度地域別加設科目内容表

科目 地区名	英語	手工	商業	農業	農 業	手 工	手 工	手 工	手 工	計	組 合 数
	英語	英語	英語	英語	商 業	農 業	商 業	農 業			
横 浜			5							5	(1)
横 須 賀		1				2				3	(2)
久 岐										0	
橋 樹		1		8		1				10	(3)
都 筑										0	
三 浦		3		3						6	(2)
鎌 倉										0	
高 座				5		4		1		10	(3)
中 上		1		2						3	(2)
足 柄										0	
足 柄				1						1	(1)
愛 甲										0	
津 久 井				1						1	(1)
計		6	5	20		7		1		39	

(注) 神奈川県統計書教育史資料24により作成。

第12表 明治44年度地域別加設科目内容表

科目 地区名	英語	手工	商業	農業	農 業	手 工	手 工	手 工	手 工	計	組 合 数
	英語	英語	英語	英語	商 業	農 業	商 業	農 業			
横 浜		1	7							8	(2)
横 須 賀										0	
久 岐										0	
橋 樹	2			1						3	(2)
都 筑										0	
三 浦		3		4			1			8	(3)
鎌 倉										0	
高 座				5		4				9	(2)
中 上		1		2						3	(2)
足 柄										0	
足 柄	1	1								2	(2)
愛 甲										0	
津 久 井				1						1	(1)
計	3	6	7	13		4	1	* 1		35 (34)	

(注) 神奈川県統計書教育史資料25により作成。

* 該当する地域が不明のまま合計欄に1と記載。

第13表 明治45年度地域別加設科目内容表

地区名	科目		商業 英語	農業 英語	農業 商業 英語	手工 工業 英語	手工 商業 英語	手工 商業 英語	計	組 合せ 数
	英語	英語								
横 濱			9						9	(1)
横 須 賀							1		1	(1)
久 岐								1	1	(1)
橘 樹			1		2				3	(2)
都 筑									0	
三 浦					2		2		4	(2)
鎌 倉									0	
高 座					1				1	(1)
中 柄			1				1	1	3	(3)
足 柄									0	
足 柄									0	
愛 甲			1						1	(1)
津 久 井									0	
計			12		5		4	2	23	

(注) 神奈川県統計書教育史資料26により作成。

第7表～第13表で判明する傾向ないし特徴点として、

- ① 横浜市はほとんどずっと「商業・英語」であった。
- ② 「農業・英語」の多かった地域は、高座郡>橘樹郡>三浦郡であった。
- ③ 7ヶ年間に英語と一緒に加設された科目の順位は、

横 濱 商業>手工
 横須賀 手工>農業, 商業 (6ヶ年間)
 橘 樹 農業>手工>商業
 都 筑 農業
 三 浦 農業>手工>商業
 鎌 倉 手工, 農業
 高 座 農業>手工>商業
 中 柄 農業>手工, 商業
 足柄下 農業>手工>商業
 愛 甲 商業
 津久井 農業

となっており、「農業>手工>商業」が一般的であった。

以上学事年報の表から加設状況とその傾向を見たのであるが、ここで明治期に英語を学習した児童・生徒数の問題と、女生徒の英語学習状況について一言ふれておきたい。

まず児童・生徒数について一例を挙げれば、明治38年度横浜市内の修業年限4ヶ年の公立高等小学校は6校あり、その内訳は、11学級校(592名)、14学級校(733名)、15学級校(847名)、17学級校(977名)、20学級校(1215名)、23学級校(1395名)各1校ずつで、在学学生総数は5759名となっている¹¹⁾。明治38年度横浜市の英語加設校数は6校となっており、女子のみを収容した¹²⁾横浜市内立第三高等小学校もその中に含まれていると推察される¹³⁾。従って明治38年度の横浜市に於

いては、修業年限4ケ年の公立高等小学校の在學生はほとんど全員英語を学習したと思われる。¹⁴⁾

また、女子の英語学習については、明治20年代から高等小学校の女生徒に英語を教授するの可否について論じられているが、¹⁵⁾ 横浜市の事例で言えば、明治34年横浜市立尋常高等小学校では英語科を男子の正教科に加え、女子には随意科としたことから、¹⁶⁾ 明治44年の「家事」が加えられる以前においては他の地域に比べ学習の機会が多かったのではないかと推察される。いずれにせよ神奈川県下全体については未調査である。

4 小学英語と教授法

明治20年代の小学英語の指導について神奈川県教育会雑誌23号は「本会名誉會員渡辺洪基閣下ノ東京芝区教育会ヘ示サレタルモノナリ 高等小学ニテ英語ヲ教フルニ発音綴リ文法等余リ厳ニ教授スルニ及バズ 必要ノ文字及作文ヲ学バシメ特ニ商業上必要ノモノヲ習ハシムル様致度事」¹⁷⁾ としている。

明治期神奈川県下でどのような指導法が行われていたかは定かではないが、神奈川県教育会雑誌28号、¹⁸⁾ 29号に横浜第二高等小学校立案の「英語教授法私業」及び「英語教授法私案」が載せられている。その内容は次の様になっている。¹⁹⁾

英語教授法私業

横浜第二高等小学校立案

英語科教授要目

教授の目的

本科に於て課すべき英語は簡易なる会話を為し 又平易なる文章を理解するを得しめ処世に資するを以て要旨とす

教授の順序

先ず「アルファベット」の発音に習熟せしめたる後「スペルリング」を受け次に単語の発音に及ぼし 併せて其解釈を授け 最後に其の書き方を授くべし

短句及び文章の教授は 必ず之を構成せる単語を教授したる後に授けざるべからざるが故に 其単語に熟せざる限りは濫りに短句及び文章を授くべからず 又文章の読み方を授けたる後には 直ちに其訳を授くべし 一頁若くは数頁をよみ了りたる後に初めに其訳を授くることなき様にすべし

教授の方法

アルファベットを授くる例

- 一 教師は先づ最初に英語の伊呂波なる「アルファベット」を教授すべしと告げ 教授用「アルファベット」掛図を示すべし
- 二 次に其発音を教へ同時に発音図を示し若くは 図を描き自己の発音と共に其方法を指示し

つゝ会得せしむ

三 次に二三の生徒に発音せしめ後の之を斉唱せしむ

四 次に書方を説明しつゝ授け生徒をして英語練習簿に書かしめ且つ二三の生徒を呼び出して板上に書かしめたる後衆生を批評矯正し尚ほ一面之を練習簿に浄書しむ

羅馬字を授くるの例

一 教師は先ず最初に羅馬字の読み方を教ふべき旨を述べ板上に a i u e o と書し直に英語にて読方を問ひ教生に答へしむ

二 次に羅馬字読みの場合にはアイウエオと読むべき旨を述べ英語の読み方と混同することなき様特に注意を与ふべし

三 次に母音 a i u e o と並行して ka ki ku ke ko と板書し先づ教師は生徒に向ひ此連続せる文字は英語の何といふ文字の集合体なるかを順次問ひて答を求むべし

四 次に今答へしめし如く ケー、エー、ケー、アイ、ケー、ユー、ケー、キー、ケー、オーなりと告げ之を羅馬字読にて読むときは ケー・エー・カ、ケー・アイ・キ、以下略す

五 次に数回範読を行ひ生徒数名に試ましめたる後数回斉読を行はしむ

六 次に読本を取出さしめ一般生徒をして誦読せしむ

七 次に読本を閉ち英語練習帳を出さしめ練習問題を課し筆答せしむ

英語発音を授くるの例

一 教師は先づ最初に英語の発音に就て教ゆる旨を告げ「スクリプト」体にて a と板上に書し語学上 a なる発音に種々ある旨を述べ a の頭上に一個の環点 a を附せるときはアーと発音し又二個環点 ä を附せるときはアールと発音する旨を説明すると共に其応用を示すべし

二 次に読本を出さしめ「イングリッシュサウンズ」第一課を授く其方法は最初に教師は範読を行ひ

三 次に数名の生徒に之を読ましめたる後斉読を行はしめ

四 次に一般生徒に之を誦読せしむ此際最も留意して発音を矯正すべし

英語本文を授くるの例

一 教師は先ず最初に本文を授くる旨を述べ直に読本を取り出さしめ先ず生徒をして挿絵に注目せしめたる後羅馬字に記せる文字を順次読み下さしむ

二 次に之に対する英語を口頭にて授け斯く順次に進み生徒の十分に之を了解せる後始めて次の頁に移るものとす此際教師の注意すべきは生徒の発音及び抑揚の正格なるや否やにあり

三 次に教師は Spelling and Writing を授け己に生徒の了解せる単語の綴方を教ふ

四 次に教師は Cat Dog 等の読み方を授け生徒をして其己に了解せる羅馬字に現はして如何なる形をなすべきやを知らしむ故に此頁の英文を読むに方り綴り方と読み方を授けて訳語を授くるの必要なし

五 次に教師は履習せる短句及び文章の書取を行ひ英語練習簿に書かしめ記憶を確実にならし

む

「補遺」 本文教授は第二巻に入りても異なることなしと雖ども第三巻に進みては文法を加味して教授すべし

教授上の注意

- 一 本科の教授は凡そ耳より聞かしむることにのみ偏せず口頭の練習を与へたる後は更に又書取を課し耳口目手の四段教授を行ふべし
- 二 本科は練習によりて効果を取むるものなれば如何なる場合に於ても出来得る丈多く練習を課することを要す
- 三 本科教授の際に在ては教室内に於ける総ての対話は学年に応じ或は成るべく英語によらしむべし
- 四 発音は特に英語教授の初期に於て之を正し又国語に存せざる発音に留意して之れに習熟せしむべし
- 五 英語の意義を了解せしむるには其初程に於ては実物絵画等を以てし又稍進みたる生徒に対しては泰西の人情 風俗 制度等の梗概を敷衍することあるべし
- 六 解釈は直訳を避け正当なる意識をなし又之を授くるには国語の話方及び文法に留意すべし
- 七 読み方は学年に応じて発音は勿論章句の抑揚緩急及び止声に注意し又既習の章句に対しては反復練習を行ひ時々暗誦及び書取を課せしむべし
- 八 綴方とは作文及び文法教授を併称せるものにして作文は和文英訳英文和訳並に簡易なる書簡文の教授を含み又文法を授くるには教本を神田小学英語読本に採り其範囲内に於て行ふべし
- 九 話方とは会話教授を指すものにして読本中の語句文章のみに依頼することは頗る不十分なるを以て教授者は難易を考察し各学年に応じたる日常必須の会話を授け之が練習に努むべし
- 十 書き方に於ては別に教科用書を指定しあるも筆跡敏捷字体清麗にして習ひ易きものに如かず 左れば「ロングマン」英習字帖（男子用として）「及スペンセリアン」女子用としての如き最も適當せるものならん又之を授くるに方り初級に於ては一斉教授を行ひ運筆字画等を示導すべし

なお、私案のほうは「神田英語読本」²⁰⁾を使った場合となっている。

また明治42年神奈川県訓令31号により神奈川県は「文部省 英語読本 卷一、卷二」を小学校教科用図書として採定したが、その教授法について神奈川県教育会雑誌に次の様な記事が見られる。

小学英語教授

文部省にては今回教科書の改訂と同時に高等小学一二学年用英語読本とをも編纂完了し新制三学年の分は印刷中なるが之が教授法に就ては他の中等教育と異り訳解発音読方及問答等特に正

確なる注意をはらふの必要あるを以て附するに教師用参考書をも編纂し児童の英語教授法に付き遺漏なきを期せり今同書による教授法に就き編纂者の旨趣を挙ぐれば大要左の如し

△英語教授法

- 一 毎課の教授に先ち組織的教案を作り細密なる順序を定むべし
- 二 教師の発音は明瞭正確なるを要す。
- 三 実物又は図書を用ひて教授すべし図書を用ふる際は読方の挿絵と等しき掛図を用ふるを可とす。
- 四 教授の際初は生徒の耳によりて学ばしめ次に口を以て練習せしめ其の次に目を以て講読せしむ此の順序に従ふは極めて肝要にして教課を教ふる際決して初めより読本を開かしむべからず
- 五 新課の初めに必ず既修の諸課に就きて復習せしむべし
- 六 復習課に於ては既修の諸課を漏れなく復習せしむべし
- 七 毎課の教授に要する時間は凡そ二時間たるべし
- 八 生徒学力の程度又は時間の分量等に依り教師は臨機の変化をなすべし²¹⁾

これらの資料から、明治期神奈川県下では横浜市を中心として、いわゆる正則教授法が主流であったと推察される。そしてこれを可能にしたのは外国人教師を比較的多く雇うことが出来たためと思われる。²²⁾ いずれにせよその詳細については引き続き検討課題としたい。

以上明治期神奈川県下公立小学校と英語（外国語）教育を、法令、加設状況及び教授法の3点から概観したが、教師養成、教材等の問題も今後の課題にしたいと思う。

最後に近代化を早急になし遂げるために制度は作ったものの、学校の設立、教師養成、生徒募集、教材の作成など、どれをとっても満足できるものなかった明治期、英語（外国語）教育推進に心血を注いだ先人達の足跡をいささかでも偲べれば幸いである。

なお資料収集にあたって神奈川県立教育センターの方々に大変お世話になったことを付記する。

〔注〕

- 1) 第1号は明治21年2月に発行されている。
- 2) 『わが国の義務教育における教育方法の歴史的研究』伊瀬仙太編 風間書房 昭和47 591～592頁
- 3) 『開国五十年史上巻』開国五十年史発行 明治40 694頁
- 4) 『町田市史 史料集第一集』町田市史編纂委員会 昭和45 155頁
- 5) 『調布市教育史』調布市教育委員会 昭和57 25頁 及び『小山田物語』町田ジャーナル社 昭和47 156頁以下参照
- 6) 『神奈川県教育史 資料編第一巻』神奈川県教育委員会 昭和46 501頁及び『横浜市教育史上巻』横浜市教育委員会 昭和51 43頁参照

- 7) 『吾等の神奈川県』神奈川県庁 昭和3 106～107頁
- 8) 同書 97頁
- 9) 明治38, 40, 41, 42, 43, 44, 45年度分が「神奈川県統計書」の中に保存されている。
- 10) 明治34年度～45年度「文部省年報」
- 11) 「神奈川県統計書 教育史資料19」11～17頁
- 12) 『横浜市史稿教育編』横浜市役所編 名著出版 昭和48 344頁
- 13) 「南吉田80年のあゆみ」南吉田小学校 創立80周年記念誌 8頁
- 14) 「横浜市立本町小学校創立六十年記念誌」昭和39 18頁
- 15) 「神奈川県教育会雑誌」21号 551頁
- 16) 『横浜市史稿』438頁
- 17) 明治23年1月, 20頁
- 18) 明治40年8月, 20～22頁
- 19) 明治40年9月, 40～43頁。「私案」に十の部分が追加されているだけで, 他の部分は「私業」, 「私案」とも同じ内容となっている。
- 20) 「神田英語読本巻一」の序文には The training of the eye, the ear, the tongue, and the hand should be kept in mind at all stages と書かれている。
- 21) 「神奈川県教育会雑誌」58号 明治43年2月 76頁
- 22) 『横浜市教育史上巻』44頁